

綾北小学校改築基本構想・基本計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾北小学校改築基本構想・基本計画検討委員会の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 令和3年2月に策定された「綾瀬市学校施設再整備方針・長寿命化計画」に基づき、この第Ⅰ期にあたる施設整備の一環として、市立綾北小学校改築事業における基本構想・基本計画策定等の検討を行うため、綾北小学校改築基本構想・基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 検討委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 綾北小学校改築基本構想・基本計画の策定に関すること。
- (2) その他綾北小学校の改築に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 検討委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育部長
- (2) 危機管理課長
- (3) 企画課長
- (4) 財政課長
- (5) 公共施設マネジメント推進担当課長
- (6) 建築課長
- (7) 教育指導課長
- (8) 小学校長会長
- (9) 中学校長会長
- (10) 綾北小学校長

2 なお、検討委員会の事務局は教育総務課に置き、事務局長は教育総務課長とする。

(下部組織)

第5条 教育部内の意見集約を行うことを目的として、下部組織に綾北小学校改築基本構想・基本計画検討部会（以下「部会」という。）を設ける。部会の委員は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育総務課長
- (2) 学校教育課長
- (3) 教育指導課長
- (4) 教育研究所長

2 部会の詳細については、委員会に準拠するものとする。その際、教育部長を教育総務課長に、検討委員会を部会にそれぞれ置き換えるものとする。

(任期)

第6条 検討委員会の委員の任期は、綾北小学校改築基本構想・基本計画の策定をもって満了する。

(委員長)

第7条 検討委員会に委員長を置き、教育部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の組織、運営等に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月29日から施行する。